

原木きのこ栽培管理の実施に係るほだ木等放射性物質調査実施要領

(趣旨)

平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知「「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ガイドライン」の策定について」により原木しいたけの栽培管理についての基準が示されたことから、使用基準を上回るほだ木等の使用を抑止するとともに、栽培管理による安全なきのこ生産再開のため、県内で栽培管理による原木きのこ生産に使用する原木及びほだ木（以下「ほだ木等」という。）について放射性物質調査を行うもの。

(調査内容)

第1 調査内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象者 宮城県内の栽培管理を実施する原木きのこ生産者
- (2) 調査対象 平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ガイドライン」に基づく栽培管理による生産に使用するほだ木等

2 地方振興事務所及び地域事務所（以下、「事務所」という。）は本調査について事前に生産者へ目的を明確に説明するとともに、調査方法に理解を得られた生産者を対象とする。

(検査方法)

第2 検査方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 測定器 ゲルマニウム半導体検出器
- (2) 検出下限値 セシウム134及び137それぞれについて10Bq/kg以下であること。又は、セシウム134及び137の合計量について10Bq/kg以下であること。
- (3) 検査場所 林業振興課が委託する民間検査機関
- (4) 1検体当たりおが粉量 600g以上
- (5) 基準値 50Bq/kg(含水率12%程度※平成23年10月6日付け23生産第4743号・23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長・林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」による。)
- (6) 検体採取方法 平成23年10月6日付け23生産第4743号・23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長・林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」及び別途県林業振興課の定める実施方法による。

2 事務所は、検査を行う場合、林業振興課とあらかじめ検体搬入の日時・数量などを調整の上、別紙依頼表を送付する。

(検査結果の取扱い)

第3 林業振興課長は、検査結果を別紙調査結果表にとりまとめるとともに、調査全体の結果を別途とりまとめの上、公表する。

2 林業振興課長は、検査結果を別紙様式1により地方振興事務所長及び地域事務所長(以下、所長)に通知する。

3 所長は検査結果を別紙様式2により、試料提供者へ通知する。なお、国で定める基準値を超過した場合は、試料提供者に対し、同一ロットのほだ木等の使用等を自粛するよう要請する。

附 則

この要領は、平成25年11月25日から施行するものとする。